

○養護老人ホーム椿園運営規程

〔平成19年2月22日〕
規程第2号

改正 平成21年11月24日規程第7号 改正 平成23年10月31日規程第9号

目次

- 第1章 園の目的と運営の方針（第1条－第3条）
- 第2章 職員の職種、員数及び職務の内容（第4条－第5条）
- 第3章 入所定員（第6条）
- 第4章 入所者の処遇の内容（第7条－第18条）
- 第5章 園の利用に当たっての留意事項（第19条－第32条）
- 第6章 非常災害対策（第33条）
- 第7章 その他園運営に関する重要事項（第34条－第50条）

附則

第1章 園の目的と運営の方針

（園の目的）

第1条 この規程は、紀南地方老人福祉施設組合が設置運営する養護老人ホーム椿園（以下「園」という。）が、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の目的及び基本的理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護（常時の介護）を受けることが困難な者を入所させて養護（介護）するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会参加活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 園は、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導並びに訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 園は、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うよう努めなければならない。

3 園は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（施設名称等）

第3条 園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名 称 養護老人ホーム椿園
- 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町椿1059番地の1

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種及び数）

第4条 園を運営するために、職種ごとの職員は、次のとおりとする。ただし、下記規定中の常勤換算方法は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第19号）第12条第4項に規定するところによる。

- (1) 園長 1名（常勤）
- (2) 医師 1名（嘱託医・非常勤）
- (3) 主任生活相談員 1名（常勤換算方法）
- (4) 生活相談員 1名（常勤換算方法）

- (5) 主任支援員 1名 (常勤換算方法)
- (6) 支援員 1名 (常勤換算方法)
- (7) 看護職員 1名 (常勤)
- (8) 栄養士 1名 (常勤)
- (9) 事務員 1名 (常勤)
- (10) 調理員 4名 (常勤)

(職務の内容)

第5条 園長は、養護老人ホーム職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮監督を行うものとする。

- 2 医師は、入所者に対し、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 3 主任生活相談員は、事項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行う。
- 4 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うもののほか、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図る
 - (2) 処遇に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録を行うこと
 - (3) 事故の状況及び事故に際して採った措置について記録を行うこと
- 5 主任支援員は、処遇計画に基づき、それに沿った支援が行われるよう支援員を指導して、入所者の社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を総合的一体的に行う。
- 6 支援員は、処遇計画に基づき、それに沿った支援を行い、入所者がある能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援する。
- 7 看護職員は、医師（嘱託医）、協力医院と連携し、保健衛生の業務を担当する。
- 8 栄養士は、処遇計画に基づき、献立表の作成、栄養量の計算、給食記録、その他食事に関する業務を担当するとともに、調理員を指導して調理を指導する。
- 9 事務員は、経理事務、労務事務、共済事務など執るほか、施設庶務を行う。
- 10 調理員は、栄養士の指示により、調理業務を担当する。

第3章 入所定員

(入所者の定員)

第6条 園に入所できる入所者の定員は、70名とする。

第4章 入所者の処遇の内容

(処遇の方針)

第7条 園は、入所者について、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにその心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行うものとする。

- 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 園の職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 園は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 園は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並び

に緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 園は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入所者またはその家族に対して事前に口頭及び文書による説明を行い、文書による同意を得なければならない。

(処遇計画の作成)

第8条 処遇計画の作成は生活相談員が行う。

2 生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成しなければならない。

3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(相談、援助等)

第9条 園は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

2 園は、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行う。

3 園は、要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意志を踏まえて速やかに必要な支援を行う。

4 園は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するように努める。

5 園は、入所者の外出の機会を確保するよう努める。

6 園は、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行う。

7 園は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭を行う。

8 園は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。

(日課)

第10条 園は、日常生活につき日課を別に定め、処遇計画に基づき実践する。

(余暇活動)

第11条 園長及び生活相談員等は、入所者の処遇に当たっては、別に定める年間を通じた計画により、読書、音楽その他の娯楽施設の充実に努め、旅行、運動競技を適宜実施する等余暇を有効に活用させるよう努める。

(日用品等の給貸与)

第12条 入所者には寝具その他日常生活に必要な物品を給与又は貸与する。

(食事)

第13条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めなければならない。

2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

朝食 7:30 ～ 8:00

昼食 11:30 ～ 12:00

夕食 16:50 ～ 17:20

(居宅介護サービスの利用)

第14条 園は、入所者が要介護状態等（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要支援状態をいう。）になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けられることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(健康管理)

第15条 園長、医師及び看護職員は、常に利用者の健康に留意し年2回以上の健康診断を実施して、その結果を記録しなければならない。

2 利用者が軽度の負傷又は疾病にかかったときは、園内で治療を行うものとする。

3 医師は定期的に治療に当たるものとする。

(衛生管理)

第16条 園は、利用者と施設の保健衛生のため、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 衛生知識の普及指導
- (2) 年2回以上の大掃除
- (3) 月1回以上の消毒
- (4) 週2回以上の入浴又は清拭
- (5) 月1回以上の調髪
- (6) その他必要なこと

2 園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 園における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること
- (2) 園における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること
- (3) 園において、支援員その他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること
- (4) 別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと

(入所者の処遇の状況に関する記録の整備)

第17条 園は、次の各号に掲げる入所者の処遇の状況に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 入所者の処遇に関する計画
- (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
- (3) 身体的拘束等を行った場合のその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 入所者からの苦情の内容の記録
- (5) 入所者に対する処遇による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(入所者の入院期間中の取り扱い)

第18条 園は、入所者が医療機関に入院する必要が生じた場合、入院後おおむね3ヵ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入所者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよう配慮するものとする。

第5章 園の利用に当たっての留意事項

(入所)

第19条 園への入所は、措置の実施機関からの委託により行うものとし、施設は、入所者の心身の状況その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮するものとする。

(入所時の面接)

第20条 園は、入所予定者の入所に際しては、面接を行い、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握を行うとともに、ホームの目的、方針、目標、利用者心得その他必要な事項を説明して、安心と信頼感を抱かせるよう努めるものとする。

(退所事由)

第21条 次の場合は、実施機関に連絡し、退所処置を講じるとともに、関係者に連絡しなければならない。

- (1) 利用者からの退所の申出があったとき
- (2) 利用者が無断で退所し、帰所の見込みがないとき
- (3) 利用者が病院等に入院し3ヵ月以上経過したとき及び3ヵ月以上の期間入院が見込まれる

とき

(4) 利用者が死亡したとき

(社会復帰の支援)

第22条 園は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者の退所後の生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。

2 園は、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 園は、入所者の退所後も、必要に応じ、その入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助を行わなければならない。

(無断退所)

第23条 入所者が、無断で帰所しないときは、次の事項を実施機関に連絡しなければならない。

(1) 退所(推定)日

(2) 退所原因

(3) その他必要な事項

(命令退所)

第24条 園長は、利用者が第32条各号に違反し、その後、施設長の指示又は指導に従わないときは、実施機関と協議し、その承認を得て退所させることができる。

(日課の励行)

第25条 入所者は、園長や医師、生活相談員、看護職員、介護職員などの助言による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

(面会時間と消灯時間)

第26条 面会時間は、原則として午前8時30分～午後5時30分までとする。また、消灯時間は、午後9時とする。

(喫煙)

第27条 喫煙は、園内の所定の場所に限り、それ以外の場所は居室内を含み禁煙に協力頂くものとする。

(飲酒)

第28条 飲酒は、園内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒に協力頂くものとする。

(外出及び外泊)

第29条 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより園長に届け出、許可を得る必要がある。

(健康保持)

第30条 入所者は健康に留意するものとし、園で行う健康診査は、特別の理由がない限り受診しなければならない。

(衛生保持)

第31条 入所者は、園の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために園に協力しなければならない。

(禁止行為)

第32条 入所者は、園で次の行為をしてはいけない。

(1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと

(2) けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと

(3) 園の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること

(4) 指定した場所以外で火気を用いること

(5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第33条 園は、非常災害その他緊急の事態に備えて必要な整備を設け、防災及び避難に関する計画を作成しなければならない。

2 非常災害に備え、職員及び入所者に周知徹底を図るため、定期的に避難、救出その他必要な訓練等を実施しなければならない。

第7章 その他園運営に関する重要事項

(居室)

第34条 入所者の居室は、個室10室、2人部屋30室とし、必要な備品を備えなければならない。

(静養室)

第35条 入所者が居室で静養することが一時的に困難な状態の時に使用できる静養室を、医務室又は職員室に隣接して設けなければならない。

(洗面所及び便所)

第36条 居室がある各階に洗面所や便所を設けなければならない。便所については、男子用と女子用を別に設けなければならない。

(医務室)

第37条 入所者の診察・治療のために、医療法に規定する診療所を設け、入所者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えなければならない。

(職員室)

第38条 居室のある階ごとに居室に近接して職員室を設け、机・いすや書類等保管庫など必要な備品を備えなければならない。

(職員の服務)

第39条 職員の服務は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく。

(職員の質の確保)

第40条 園は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(個人情報保護)

第41条 園の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密保持を厳守しなければならない。

2 園は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第42条 園の職員は、入所者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じ、施設長に報告しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第43条 園は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること
- (2) 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと
(記録の整備)

第44条 園は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 園は、入所者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(苦情処理)

第45条 園は、入所者及びその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 園は提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力しなければならない。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それ従い、必要な改善を行わなければならない。

(地域との連携)

第46条 園の運営に当っては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行う等、地域との交流に努めなければならない。

(掲示)

第47条 園内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示しなければならない。

(協力医療機関等)

第48条 園は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておかなければならない。

2 園は、治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておかなければならない。

(勤務体制等)

第49条 園は、入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定めなければならない。

2 入所者に対するサービスの提供は、園の職員によって行う。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 職員の資質向上のための研修の機会を設けなければならない。

(その他)

第50条 この規程に定めるもののほか、園の管理に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成19年2月22日規程第2号)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 養護老人ホーム椿園管理規程(昭和46年規程第1号)は廃止する。

附 則 (平成21年11月24日規程第7号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年10月31日規程第9号)

この規程は、公布の日から施行する。